

国の施策等に関する 提案・要望書

(平成23年10月)

鳥 取 県

< 要望項目 >

(ページ)

1	地域主権・地方分権の確立に向けた体制の整備について【企画部】	1
2	真に地方の自立に資する地方税財政制度の確立について【総務部】	3
3	社会保障と税の一体改革について【総務部・福祉保健部】	5
4	公的資金補償金免除繰上償還制度の要件緩和措置について【総務部】	8
5	原子力発電所における安全対策の強化について【危機管理局】	9
6	日本海海域における地形・活断層調査について【危機管理局】	10
7	東日本大震災による被災者及び被災地域の支援に関連した確実な地方財政措置 について【総務部】	11
8	台風12号によって被災した公共土木施設の復旧対策等について 【県土整備部】	12
9	台風12号被害の復旧対策等について【農林水産部・県土整備部】	14
10	台風12号被害に係る特別交付税の措置について【総務部】	17
11	警察の人的基盤の整備について【警察本部】	18
12	公共事業の総額確保と地域自主戦略交付金の見直しについて【企画部】	19
13	県内高速道路ネットワークの早期整備について【県土整備部】	20
14	「境港」の日本海側拠点港選定と整備促進並びに「鳥取港」の整備促進につ いて【県土整備部】	27
15	再生可能エネルギーの導入促進について【生活環境部】	34
16	小水力発電施設の導入促進と規制等の緩和について【農林水産部】	35
17	原子力発電所事故による風評被害の本県産農畜産物に対する影響について 【農林水産部】	36
18	地域活性化総合特区への指定について【商工労働部】	37
19	株式会社産業革新機構の主導による中小型ディスプレイ事業統合 について【商工労働部】	39
20	ブラウン管鉛含有ガラスの無害化リサイクル技術の実証プラント設置への 財政的支援について【生活環境部】	40
21	重点分野雇用創造事業の基金の追加配分への配慮及びふるさと雇用 再生特別基金事業の基金の積み増し・事業期間の延長について【商工労働部】	41
22	地域雇用創造推進事業の受講者に対するセーフティネットについて 【商工労働部】	42
23	林業振興と木材の安定供給について【農林水産部】	43
24	鳥獣被害防止対策交付金の予算確保について【農林水産部】	44
25	斐伊川水系中海の護岸整備の推進について【県土整備部】	45
26	岡山大学病院三朝医療センターの存続について【福祉保健部】	46
27	北朝鮮当局による拉致問題の早期解決について【総務部】	47
28	2012年(第13回)国際マンガサミット開催に向けた支援について 【文化観光局】	48
29	世界ジオパークネットワーク加盟後の取組への支援について【文化観光局】	49

30	観光インバウンドに係る中国へのPR活動について【文化観光局】	50
31	『三徳山・小鹿溪』一帯の大山隠岐国立公園への編入について 【生活環境部】	51
32	県・市共同設立公立大学に係る地方交付税措置について【企画部】	52
33	学校施設の防災機能向上について【教育委員会・企画部】	53
34	少人数学級の制度化について【教育委員会】	54
35	航空自衛隊美保基地における次期輸送機C-2（仮称）への機種変更等について 【企画部】	55
36	大規模災害時等における対応能力の向上について【危機管理局】	56

1 地域主権・地方分権の確立に向けた体制の整備について

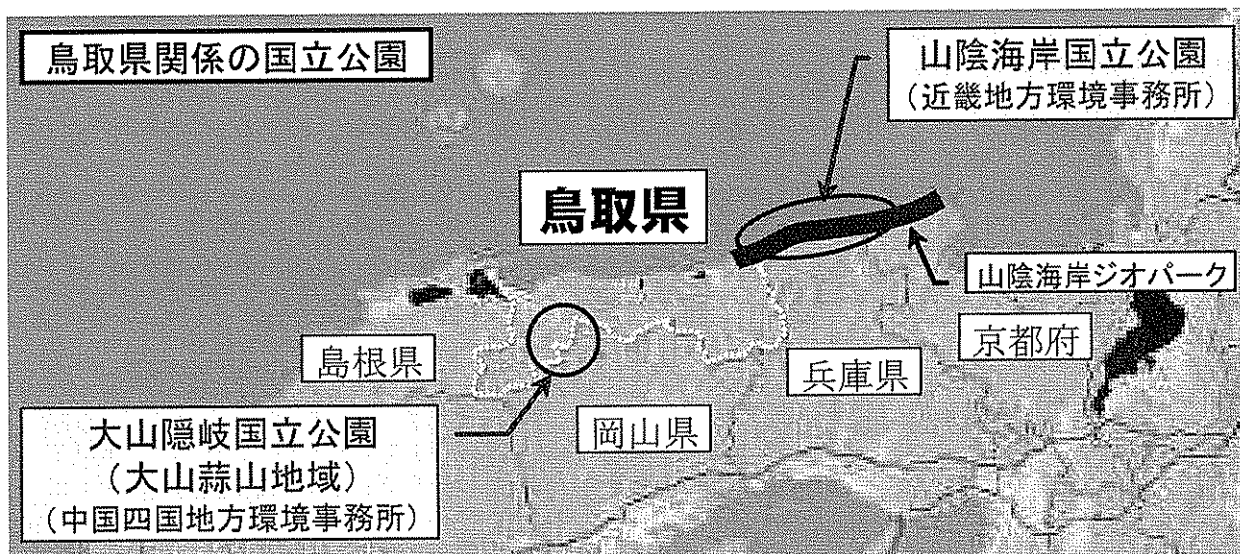
《提案・要望の内容》

全体として停滞している地域主権・地方分権改革について、昨年6月閣議決定された地域主権戦略大綱の原点に立ち返り、次の体制整備を着実に推進すること。

- 第2次一括法の成立に伴う条例制定に必要な政省令の早期提示のほか、第3次の見直しに係る法案についても早急に提出すること。加えて保育所等福祉施設の「従うべき基準」の見直しをはじめとする実質的な地方への決定権の移譲となる更なる義務付け・枠付けの見直し及び権限移譲を推進すること。
- 国の出先機関を原則廃止することにより、国から地方へ大胆に権限・事務を移譲し、地域のことは地域で決め、活気に満ちた地域社会を実現できるよう、国の関与を最小限にするよう見直すこと。
 - ・地方環境事務所やハローワークなど地方が求める国の出先機関の権限・事務を地方へ移譲すること。
 - ・地方へ「権限・事務」、「財源とスリム化した人員」をセットで移管すること。
- 全国都道府県が提案中の「アクション・プラン実現のための特区提案（公共職業安定所）」や「義務付け・枠付け廃止のための共同特区提案」を早期に実現すること。
- 「地域のことは地域で決める」という観点から、国、都道府県、市町村の役割分担を抜本的に見直すこと。
 - ・教育委員会制度や義務教育における人事（発令・懲戒）と給与負担のあり方などについて、抜本的に再検討すること。
- 国から地方への事務の移管、権限移譲の受け皿として、自治体間で事務を共同処理するハイブリッドなサービス提供主体を創設するのに必要な制度改正を早急に実施すること。
 - ・都道府県間、都道府県と市町村との間、市町村間で事務を共同処理する新たな中間的な自治体として、法人格を有する簡素で効率的な協議会「広域執行連合」（仮称）を創設するのに必要な制度改正を早急に実施すること。
- 上記の実現に当たっては、地方自治に関する諸課題を協議していく上で極めて重要な「国と地方の協議の場」において早期に協議開始し、国と地方の実効ある対話を積み重ねて行うこと。

<参考>

○地方環境事務所が所管する国立公園の管理事務・権限などは、地方へ移譲すべき。



○全国都道府県が提案中の「アクション・プラン実現のための特区提案（公共職業安定所）」

アクション・プラン実現のための特区提案
「鳥取県ふるさとハローワーク」へ
 権限（職業相談・職業紹介・雇用保険）を移譲



など早期に実現すべき。

2 真に地方の自立に資する地方税財政制度の確立について

《提案・要望の内容》

○地方税財源の充実強化と偏在の是正をすること。

※今後増大が見込まれる行政サービスの安定的な提供に向けて、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方消費税の引上げを含む税制の抜本的改革の議論を行い、その早期実現を図ること。

※なお、6月30日に社会保障・税一体改革成案が決定されたが、地方側にとっては、目に見える具体的な前進はいまだない。今後、「国と地方の協議の場に関する法律」に基づく分科会等により国と地方が協議を重ね、地方の役割を十分に踏まえた税制改正を行うこと。

○地方交付税総額を復元し、地方の一般財源総額を確保すること。

※財政運営戦略（策定済）に実行にあたって、プライマリー・バランス目標や基礎的財政収支対象経費の3年据置きの実現に向けては、国の赤字を地方に付け替えるようなことは行わず、地方交付税については交付税率引上等を的確に行い、三位一体改革の影響により減少した地方交付税総額を復元すること。

※地方交付税総額に特例を設け、大震災支援に関する経費を特別交付税に上乘せする等、地方の一般財源に係る確実な財政措置を講ずるほか、実質的に新たな地方負担が生じない仕組みを整えること。

○臨時財政対策債に依存することなく、全額を交付税措置すること。

※地方財政計画に占める臨時財政対策債の割合
平成22年度 31.3% ⇒ 平成23年度 26.4% ⇒ 平成24年度 0%（全額交付税措置）

○地方環境税（仮称）等を創設すること。

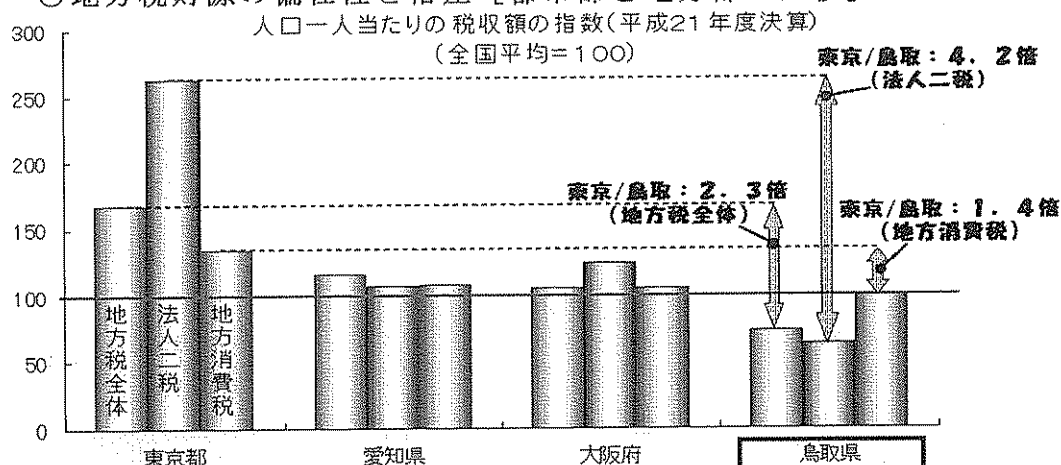
※地方自治体が地球温暖化対策をはじめとする環境施策の推進に果たしている役割やCO2排出削減の観点等を踏まえ、地方環境税（仮称）や現行の自動車重量税と自動車税を一本化した環境自動車税を創設し、地方の役割に適った地方税源を確保する仕組みを実現すること。

○「子どもに対する手当」のあり方の見直しにあたり、早期に地方との協議を行うこと。

※今後の「子どもに対する手当」のあり方の見直しにあたり、国は地方に対し説明責任を果たすとともに、具体的な内容と道筋を明確にすべきであり、「国と地方の協議の場」を直ちに開催し、地方と協議を行うこと。

<参考>

○地方税財源の偏在性と格差 [都市部と地方部の比較]



※地方税収額は、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたもの

※人口は、平成22年3月31日現在の住民基本台帳人口による

○三位一体改革の影響

<例>鳥取県の場合 H15年度(決算額) ⇒ H23年度(普通交付税交付額決定後)

【三位一体改革の影響額】 204億円の実質的な減額 (参考: H23.6月補正後予算3,334億円)

【地方交付税等の削減額】 ▲135億円 (地方交付税+臨時財政対策債等の削減額)

【税源移譲による影響額】 ▲69億円 (国庫補助金126億円のうち、県税への移譲額57億円)

真に地方の自立に資する地方税財政制度の確立

○ 地方税財源の偏在性と格差 [都市部と地方部の比較]

◀ 都道府県ごとの一人当たり税収の最大/最小 (平成21年度) ▶

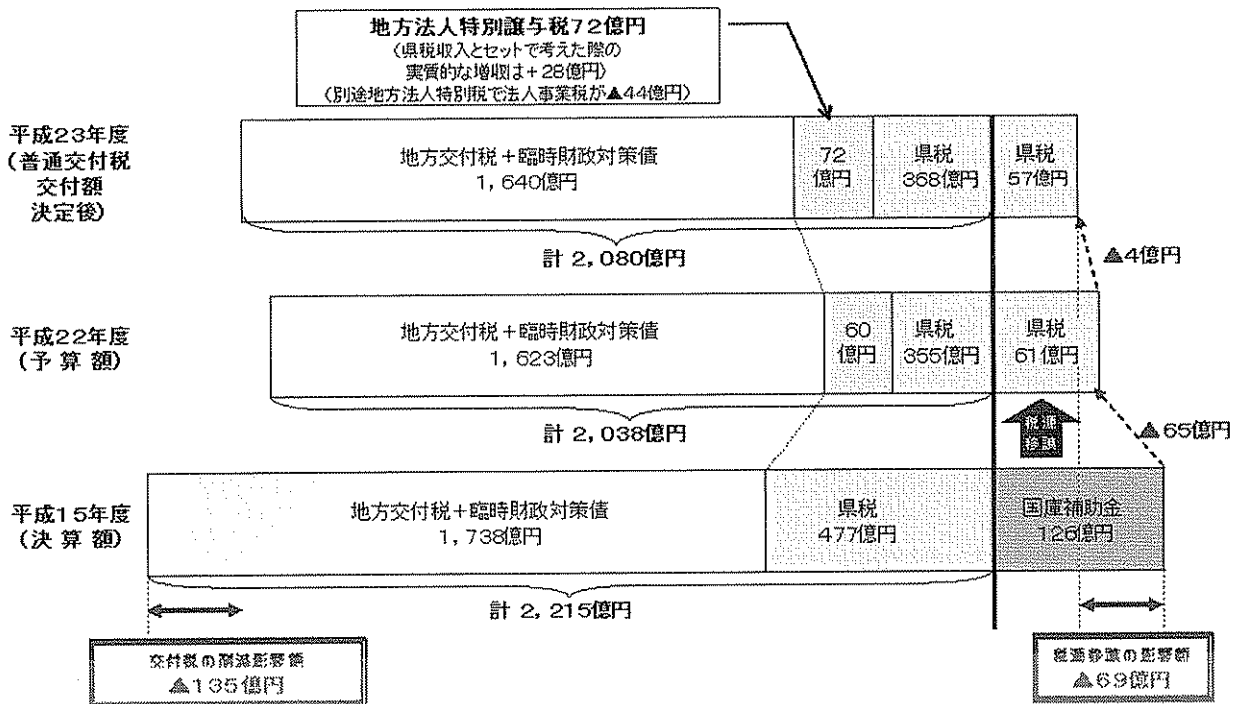
地方税全体	最大(東京都) : 最小(沖縄県) = 2.7倍	(東京都 : 鳥取県 = 2.3倍)
法人二税	最大(東京都) : 最小(奈良県) = 6.1倍	(東京都 : 鳥取県 = 4.2倍)
地方消費税	最大(東京都) : 最小(沖縄県) = 1.7倍	(東京都 : 鳥取県 = 1.4倍)

○ 三位一体改革による地方交付税・税源移譲の影響額

◀ 例 ▶ 鳥取県の場合 (平成15年度 ⇒ 平成23年度 ▲204億円)

(参考: H23.6月補正後予算3,334億円)

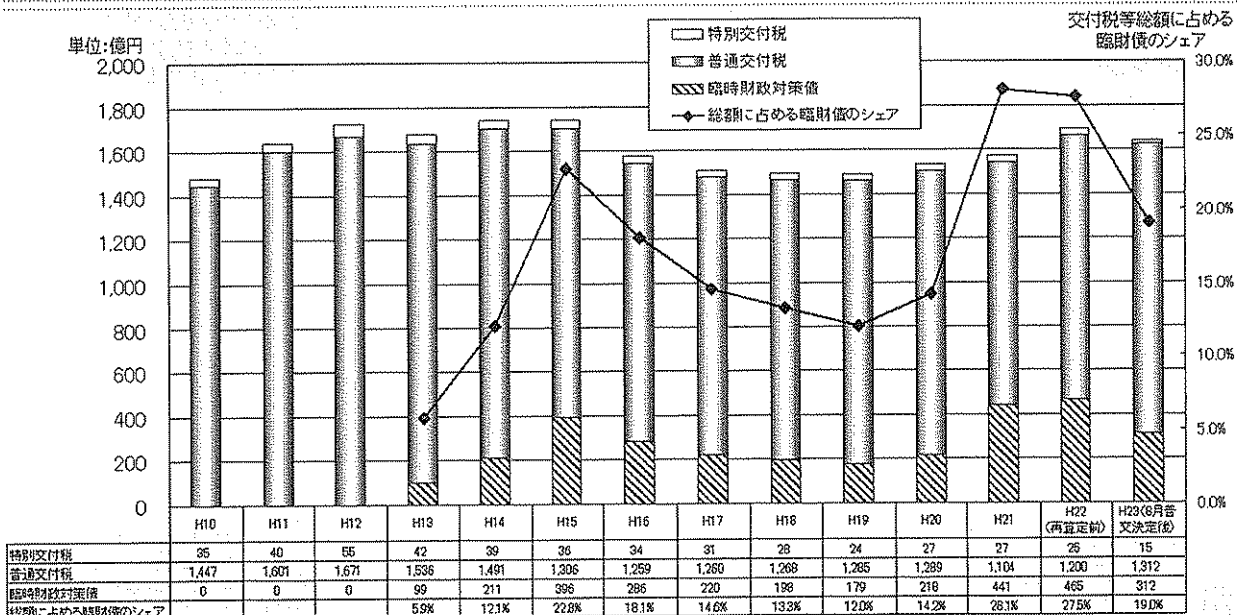
交付税の削減影響額と税源移譲の影響額 (▲204億円)



(注) イメージをわかりやすくするため、金額と面積を比例させていません。

○ 借金に依存しない、真水による地方交付税制度を確立 [脱！臨時財政対策債]

◀ 例 ▶ 鳥取県の場合 (平成22年度臨時財政対策債が約3割に膨張) ※H23は普通交付税交付額決定額



3 社会保障と税の一体改革について

《提案・要望の内容》

＜社会保障・税一体改革成案に対する今後の方向性と進め方について＞

- 決定された成案は、地方にとって目に見える具体的な前進はいまだないことから、国と地方の議論を速やかに開始し、地方の意見や国民的な議論を踏まえた一体改革を実現すべきであること。

※成案の議論のスタートとして、社会保障制度や税制度の具体的な制度設計について検討を行うにあたっては、地方の意見を的確に反映し、運営実態を踏まえた効果的な制度となるよう、「国と地方の協議の場に関する法律」に基づく分科会等を設置し、国と地方が実効性ある議論を行うとともに、国民的な議論も行いながら、地方の意見を十分に踏まえた税制改正等の一体改革を実現すべきであること。

- 社会保障の財源確保にあたっては、社会保障四経費に限定することなく、社会保障全体を見据えた国と地方の制度全体のあり方と安定財源確保に向けた議論を行うべきであること。

※社会保障財源確保にあたっては、社会保障四経費（年金、医療、介護、少子化対策）に限定した議論とするのではなく、障がい福祉サービスや地方単独事業も含めて、持続可能な社会保障制度が構築されるよう、国、地方を通じた制度全体のあり方とその安定財源確保に向けた議論をすべきであること。

- 具体的な財源を検討する際は、消費税だけの議論にとどまらず、財源保障機能のある地方交付税も含めて、全体として社会保障に対する地方税財源を確保すべきであること。

※社会保障の財源を具体的に検討する際は、社会保障制度全般を支える地方の役割を十分に踏まえた税制改正を行うとともに、消費税だけの議論にとどまらず、消費税とセットで財源保障機能のある地方交付税も含めて、全体として社会保障に対する地方税財源を確保すべきであること。

＜社会保障制度改革の方向性について＞

- 子ども・子育て支援においては、全国一律の現金給付は国が責任を持って財源を負担し、現物給付は、地方の実情に応じた施策を可能とすること。

※充実した保育環境を整備するため、保育所における保育士の配置基準を改善し、十分な財源措置を講じること。また、現在、子ども・子育て新システムにおいて検討中の「子ども園（仮称）」に対する財源フレームを明らかにするとともに十分な財源措置を講じること。

※支援が必要なひとり親や児童への処遇を充実するため、児童養護施設等の職員配置基準を手厚くするとともに必要な財源措置を講じること。

- 「障害者総合福祉法」（仮称）の制定にあたっては、障害保健福祉施策の実施に要する財源の安定的な確保を図ること。

※障害福祉サービスの義務的経費に係る国庫負担基準額を廃止し、市町村が必要と認めて実際に支弁した総費用額に対する国庫負担とすること。

※地域生活支援事業に対して積極的に取り組めるように地域生活支援事業国庫補助金の十分な財源を確保するなど、障害保健福祉の実施に要する財源の安定的な確保を実現すること。

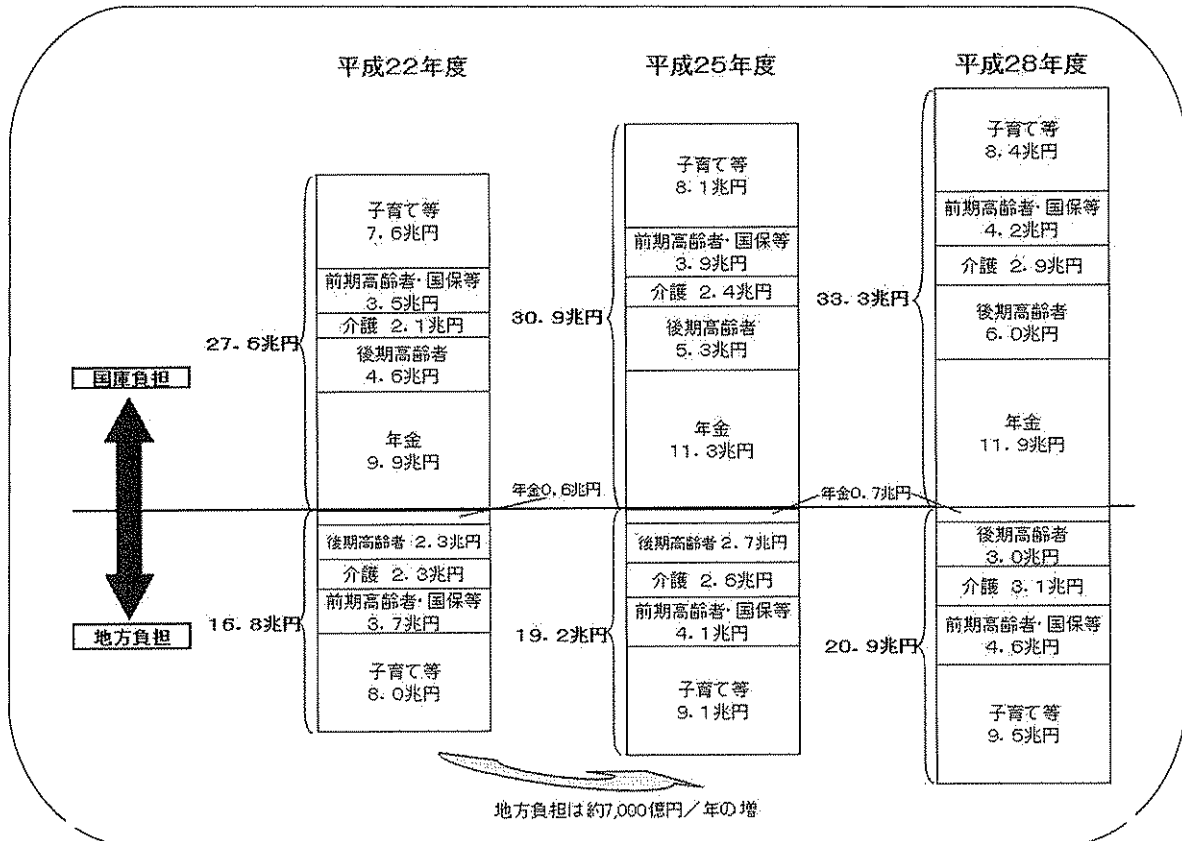
- 国民健康保険、介護保険が持続可能な制度となるよう、抜本的な見直しを行うとともに、十分な財源措置を講じること。

※国民皆保険の最後の砦である国民健康保険が持続可能な制度となるよう、地方の実情に応じ、加入対象者の見直しや低所得者・無職者への保険料減免・軽減制度及び一部負担金減免制度の充実、中間所得者層の保険料上昇の抑制などの基盤強化策を講じること。

※鳥取県は、年金受給者一人あたりの平均年金額が全国平均より低い。一方、高齢化も進んでおり、介護保険料は全国平均よりも高く、高齢者の介護保険料負担感が非常に高くなっている。このため、第一号被保険者のうち一定の所得以下の者の保険料に公費を投入するなど高齢の低所得者対策を充実すること。

<参考>

○社会保障関係費に関する地方負担等の将来推計



○主な社会保障制度の財源負担

制度	国	県	市町村	その他 (保険料等)
国民健康保険制度	43%	7%	—	50%
後期高齢者医療制度	33.3%	8.3%	8.3%	50%
介護保険制度 (施設等)	20%	17.5%	12.5%	50%
介護保険制度 (在宅)	25%	12.5%	12.5%	50%
障害者自立支援	50%	25%	25%	—
生活保護	75%	—	25%	—
児童扶養手当	1/3	—	2/3	—
保育所運営費 (私立分)	50%	25%	25%	—
保育所運営費 (公立分)	—	—	100%	—
予防接種 (定期)、乳幼児医療費助成等	—	—	100%	—

○社会保障と税の一体改革の検討体制等

- ・一体改革にかかる検討体制の中で、集中検討会議の委員に地方自治体の代表が選任されておらず、地方の意見を聴取する場も設けられていなかったが、6月13日に国と地方の協議の場が一度だけ開催され、地方六団体が参加のうえ、国に対して意見表明等を行った。

[検討体制]

組織	設置時期	役割
社会保障改革検討本部 (政府・与党)	H22. 10	政府・与党が一体となって最終的な改革案を決定
社会保障と税の抜本改革調査会 (民主党)	H22. 10	民主党で改革案を検討のうえ、政府に提案
社会保障改革に関する有識者検討会	H22. 11	経済界、労働界、民間有識者等が参加
社会保障改革に関する集中検討会議	H23. 2	一体改革の成案づくりのための集中検討 (政府・与党・経済界、労働界等の有識者で構成)
成案決定会合 (社会保障改革検討本部内)	H23. 6	社会保障・税一体改革成案を作成
国と地方の協議の場	H23. 6	

- ・国は、速やかに「国と地方の協議の場に関する法律 (平成23年5月2日公布)」に基づく分科会等を開催し、今後、社会保障と税の一体改革の具体的な制度設計等に向けた議論の中で、国と地方の実効ある対話を積み重ね、国と地方を通じて真に効果的な施策が進められることを期待

- 公立保育所における非正規職員割合は私立保育所に比較して高い状況
 -鳥取県内保育従事者の状況- (平成21年6月：鳥取県調べ)

区分	非正規職員保育士割合		
	非正規常勤	短時間	計
公立保育所	36.5%	26.7%	63.2%
私立保育所	20.2%	17.7%	37.9%

- 地域生活支援事業国庫補助金の交付決定状況(平成22年度：鳥取県)

区分	交付決定額	国庫所要額	差引き(交付割合)
県・市町村分合計	277,080千円	348,366千円	△71,286千円(79.5%)

- 市町村国保の財政状況(鳥取県：平成21年度)

単年度実質収支赤字	赤字団体	14/19市町村
	赤字合計	16億円

法定外一般会計繰入	繰入団体	7/19市町村
	繰入合計	1億3千万円

繰上充用	実施団体	2/19市町村※
	充用合計	2億7千万円

※鳥取市
米子市

- 介護保険料の負担状況等

- (1) 厚生年金・国民年金受給者1人あたり平均年金月額(平成21年度末)

全国平均	89,326円
東京都	93,881円
鳥取県	84,165円

- (2) 第一号被保険者一人あたりの介護保険料(H21~23：第4期計画)

全国平均	4,160円
鳥取県	4,513円

4 公的資金補償金免除繰上償還制度の要件緩和措置について

《提案・要望の内容》

○公的資金補償金免除繰上償還制度について、さらなる公債費負担の軽減が図られるよう、以下のとおり要件等の緩和措置を講ずること

- ・財政状況に関わらず全ての地方公共団体を対象とすること
- ・対象とする残債の金利区分の5%未満への拡大
- ・繰上償還実施後3年間の財政融資資金の新規貸付停止措置の撤廃

※現行制度では、決算に基づく財政指標が良好なほど繰上償還の対象となる金利が高くなり、これまで財政健全化に努力してきた地方公共団体が報われない。

※本県においては、普通会計で金利7%以上しか対象となっておらず、かつ、該当する残債がないため制度を活用することができない。

※仮に、金利対象が拡大され、残債がある場合でも繰上償還実施後の財政融資資金の新規貸し付けが3年間停止されるため、借入について財政融資資金が占める割合が高い本県においては、実施を躊躇せざるを得ない。

※景気の低迷による税収の減少や社会保障費等義務的経費が増大する中で、徹底した歳出削減等行財政改革を行い財政健全化に取り組んでいるところであるが、公債費の負担が重くのしかかっているところ。

※地方公共団体の財政状況は、引き続き厳しく、一層の行財政改革に加え、公債費負担の軽減が必要。金利5%以上の地方債残高は縮小しており、一層実効性のある公債費負担軽減措置となるよう対象とする金利区分を拡大すべき。

＜参考＞

○現行制度の対象条件と本県の状況

◇普通会計債

区分	対象条件	本県の状況
7%以上	下記のいずれかに該当 ・経常収支比率 85%以上 ・財政力指数 0.5以下 ・経常収支比率 80%以上 かつ財政力指数 0.55以下	7%以上が対象であるが、残債は無し（5%以上では319百万円<H23年度末>）
6%以上	下記のいずれかに該当 ・実質公債費比率 15%以上 ・将来負担比率 基準の1.0倍以上(=219.3%)	H22決算値ベース ・財政力指数 0.26 ・実質公債費比率 11.7
5%以上	下記のいずれかに該当 ・実質公債費比率 18%以上 ・将来負担比率 基準の1.2倍以上(=263.1%)	H21決算値ベース ・経常収支比率 91.9% ・将来負担比率 150.1%

◇公営企業債（工業用水道事業、下水道事業、病院事業等）

区分	対象条件	本県の状況
7%以上	下記のいずれかに該当 ・実質公債費比率 15%以上 ・経常収支比率 85%以上 ・財政力指数 0.5以下	工業用水道事業のみ該当であるが、残債は5,144千円<H23年度末>
6%以上	下記のいずれかに該当 ・資本費 基準の1.0倍以上 ・将来負担比率 基準の1.0倍以上(=219.3%)	(資本費が基準に該当) 資本費 11.7円(H21決算) 基準値 8.6円(又は10.3円)
5%以上	下記のいずれかに該当 ・資本費 基準の1.2倍以上 ・将来負担比率 基準の1.2倍以上(=263.1%)	

◇普通会計債の3%以上の残高(H23年度末)

(単位：百万円)

借入先	残高	借入先	残高
財政融資資金	4,431	簡易生命保険積立金	795
資金運用部・厚生年金	17	公営企業金融公庫	1,848
		合計	7,091

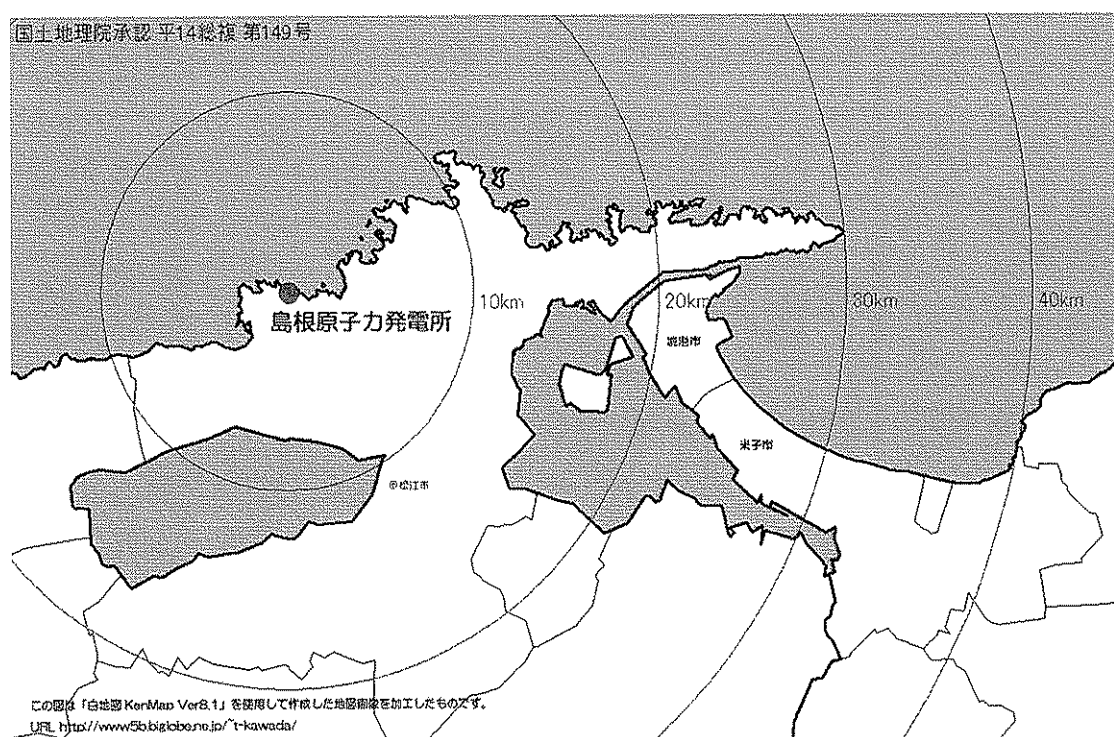
5 原子力発電所における安全対策の強化について

《提案・要望の内容》

- 福島第一原子力発電所の原子炉とほぼ同時期に設置された同型式の原子炉を有する島根原子力発電所について、国において地震及び津波等に対する施設の安全性を点検するとともに、中国電力株式会社へ必要な対策を実施するよう、厳正な指導等を行い、その状況を鳥取県民に情報提供すること。
- 今回、原子力発電所から30キロ以内の地域で避難等が指示されたことに鑑み、現在は8～10キロとされているE P Z「防災対策を重点的に充実すべき範囲」について見直しを行うとともに、関係隣接県の取扱いの広範囲化などの措置を講ずること。
併せて、本県及び関係市が島根原子力発電所における原子力災害発生時に緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）で開催される原子力災害合同対策協議会に参加できるよう措置を講ずること。
- 当該地域について、モニタリングポストの設置やスピーディネットワークシステム端末の各自治体への設置等により、一層の監視体制や影響予測情報の提供体制を構築すること。
併せて、島根原子力発電所に係るスピーディの計算範囲を拡大し、鳥取県全域が配信図形に反映されるようにすること。
- 緊急避難時等に備えて、防護服、サーベイメーター等の広範な配備、原子力災害に対応する医療体制や避難体制の整備に要する経費については、国が負担すること。
- 中国電力株式会社に対し、自治体が安全対策の実施状況を確認し、必要な情報を確実に得られることなどを内容とする安全協定を締結するよう指導すること。

<参考>

※鳥取県境から島根原子力発電所までの距離は最短で約17kmで、E P Z外



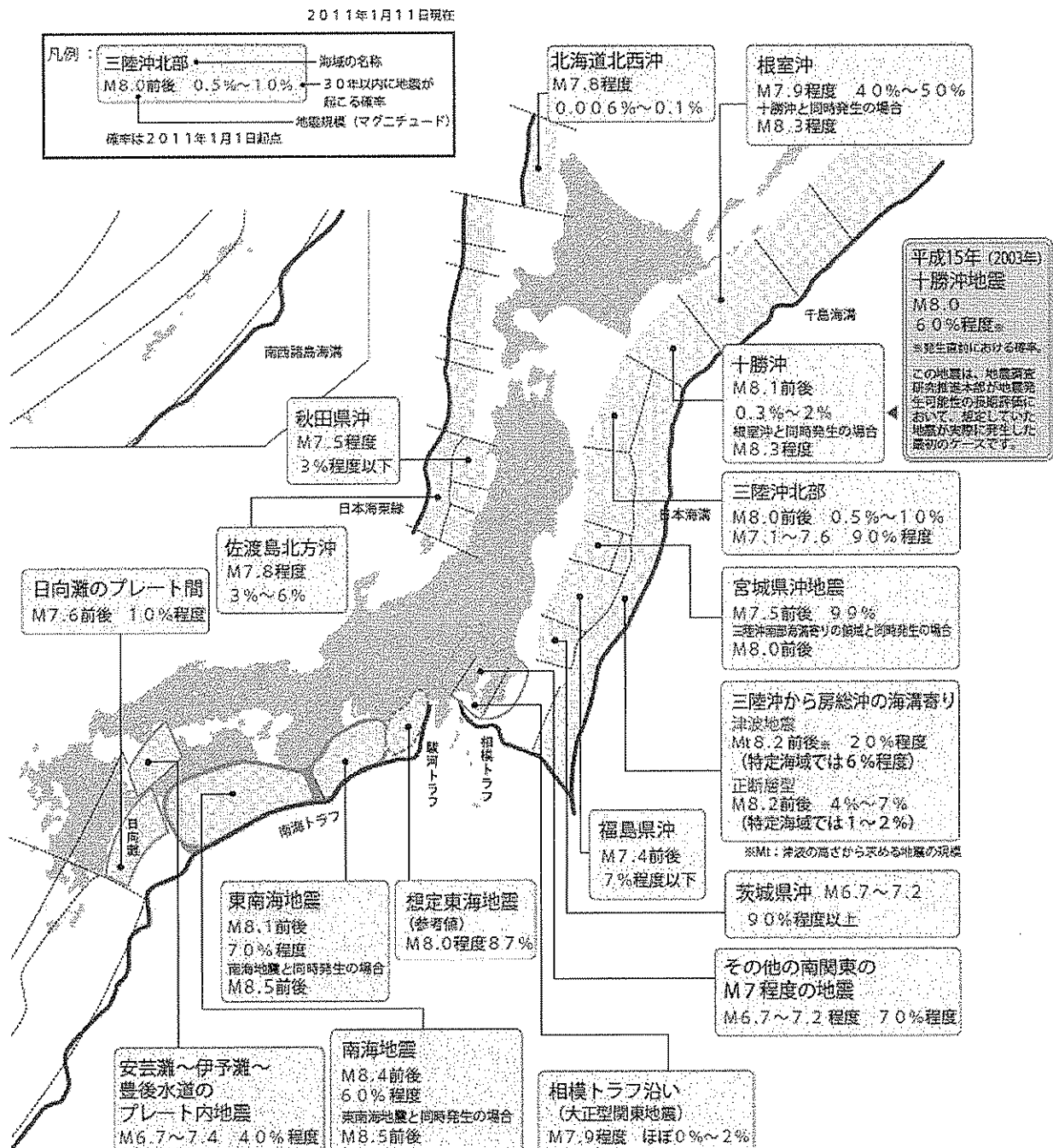
6 日本海海域における地形・活断層調査について

《提案・要望の内容》

○東北地方太平洋沖地震（海溝型地震）による大津波等により、甚大な被害を受けたことから、津波・地震対策の見直しが必要であるが、日本海東縁部の評価の見直しと、現在までに調査及び評価が全く行われていない日本海西部海域の地形・活断層調査を早急を実施すること。

<参考>

○地震調査研究推進本部が長期評価対象としている地震（主な海溝型地震の評価結果）
出典：地震調査研究推進本部資料



7 東日本大震災による被災者及び被災地域の支援に関連した確実な地方財政措置について

《提案・要望の内容》

○被災者及び被災地域の支援に要する地方一般財源に係る確実な財政措置を講ずること。

※被災地以外の地域による被災者及び被災地域の支援に要する経費について、阪神・淡路大震災時の措置を踏まえ、特別交付税総額を増額する等、地方の一般財源に係る確実な財政措置を講ずること。

※災害救助法の適用範囲の拡大をはじめ、既存の国庫補助の対象拡大や補助率引き上げ、必要に応じて新たな制度を創設するなど、所要経費の全額について、実質的に新たな地方負担が生じない仕組みを整えること。

○国の震災復興財源捻出を目的に地方交付税総額の削減を行うことなく、地方の一般財源総額を確保すること。

※被災地域の復旧・復興について、被災地域以外も含めた確実な財政措置を講ずる一方、地方の厳しい財政状況や経済雇用情勢を踏まえた適切な需要の算定、交付税率の引上げ等を的確に行い、地方交付税総額の削減を行うことなく、地方の一般財源総額を確保すること。

※「東日本大震災関連した国の震災復興財源を捻出するため」という理由に便乗して、地方の現状からかけ離れた理不尽な地方交付税総額の削減を行わないこと。

※財政運営戦略に盛り込まれたプライマリー・バランス目標や基礎的財政収支対象経費の3年据置きの実現に向けては、国の赤字を地方に付け替えるようなことは行わないこと。

※臨時財政対策債に依存することなく、全額を交付税措置すること。

<参考>

○東日本大震災に関連した支援の概要（鳥取県）

がんばろう 日本！ 鳥取発 リバイバルプラン

フレンドシッププログラム ～鳥取県への避難をお考えの皆さまへ～

住まいの支援

- 県営住宅等を提供します
- 県内ホテル・旅館における受入を行います

避難後の生活の支援

- 避難後の当面の生活費を支援します
- 市町村と連携した生活支援を行います

雇用の支援

- 県・市町村の非常勤職員として雇用します
- 被災地の農林漁業者の就業を支援します
- 県内の民間企業が雇用と住宅の支援を行います
- 県とハローワークが連携した就業支援を行います

教育の支援

- 保護者を亡くした避難児童生徒に入学支度金を支給します
- 児童生徒の転入学の相談窓口を設けています
- 幼児児童生徒に緊急的な就学支援を行います

社会福祉施設・医療施設の利用の支援

- 介護や医療などが必要な方の受入を行います

事業継続・生産基地移転の支援

- 工場の生産活動の継続、生産基地の移転を支援します

リノベーションプログラム ～震災による影響を受けた県内の皆さまへ～

中小企業 中小企業の支援

《資金繰りを支援》

- ニューマネー供給と返済負担軽減により資金繰りを応援します

《経営改善を支援》

- 特別相談窓口を設置します
- 緊急支援チームが経営改善をお手伝いします

《雇用維持・キャリアアップを支援》

- 雇用調整のピンチを人材育成のチャンスへ
- 取引マッチングを支援
- 仕事量・売上高回復を強力バックアップ

《安心・安全の確保を支援》

- 海外向け工業製品の放射能検査を無料で実施します
- 海外向け食品等の産地証明を県庁で実施します

観光 誘客促進の支援

《国内観光(誘客促進)を支援》

- 県内への緊急誘客対策を促進します

《国際観光(国際交通インフラ利用)を支援》

- 米子鬼太郎空港のリムジンバス利用者を支援します
- 米子ツル利用のグループ旅行支援を拡充します

農林水産 農林水産業の支援

《木材輸出を支援》

- 森林から間伐材を輸出する経費の支援を拡充します

《水産物流通を支援》

- 港湾から被災地への水産物チャーター便を運行します

※本資料に掲載している施策は平成23年5月17日現在のものです。

8 台風12号によって被災した公共土木施設の復旧対策等について

《提案・要望の内容》

○台風12号に伴う豪雨等により、県内各地で被災した河川、道路、砂防等の公共土木施設の復旧等に要する必要な経費を確保すること。

※平成23年9月2日から3日にかけて鳥取県を縦断した台風12号に伴う豪雨等により、県全域で河川、道路、砂防等の公共土木施設災害が多数発生した。

→ 箇所数 472箇所（県災害 286箇所、市町村災害 186箇所）

→ 被害額 約53億円（県災害 約36億円、市町村災害 約17億円）

特に、県西部の大山周辺では、観測史上最大の豪雨（最大時間雨量74mm、最大24時間雨量936mm）となり、毎年多くの観光客で賑わう「大山」の周遊道路と沿線地域の生活道路を兼用した主要地方道等が、土石流や土砂崩落等によって橋梁の崩壊、道路全幅員の流出等の甚大な被害を受けた。

また、大山山腹からの崩落土石や流水により、下流の河川で激しい河床洗掘や堤防決壊も発生した。

緊急に、仮橋、仮道、仮護岸等の応急工事を実施しており、引き続き、住民の安全で安心な生活を確保するため、早期全面復旧が切望されている。

※また、台風12号に伴う異常出水により、県内海岸全域にわたって大量の流木・ゴミ等が漂着しており、速やかに撤去し、海岸保全施設の機能回復及び環境の保全を図る必要がある。

→ 箇所数 14箇所

被害額 約3億円

<参考>

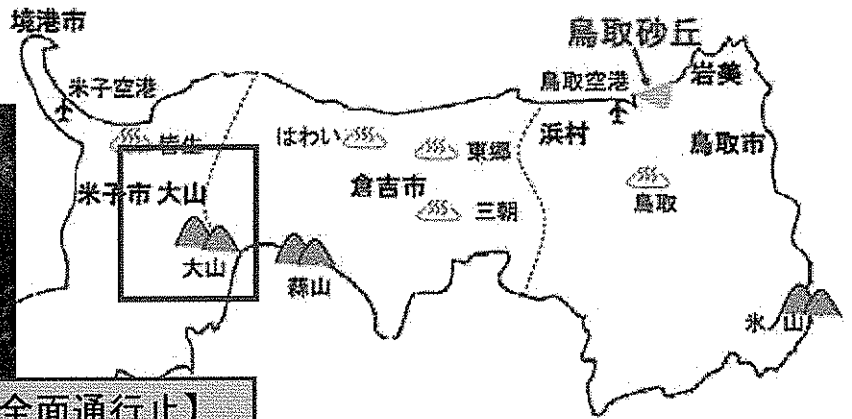
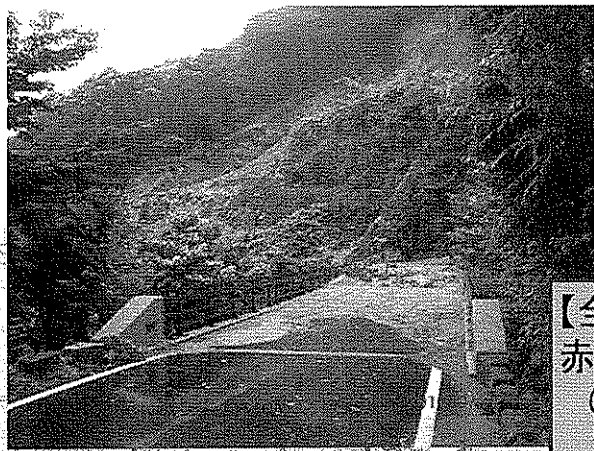
台風12号による公共土木施設災害（県・市町村）の概要（鳥取県）

○国土交通省への報告（9月15日時点）

（単位：百万円）

区分	河川		道路		砂防		その他		合計	
	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額
県	140	1,571	58	713	86	1,195	2	122	286	3,601
市町村	37	263	138	1,143	0	0	11	319	186	1,725
合計	177	1,834	196	1,856	86	1,195	13	441	472	5,326

台風12号による国立公園『大山』^{だいせん}付近の道路の被災状況



鳥取県

【全面通行止】
赤碕大山線
(大山町大山寺
～草谷原)



【全面通行止】
倉吉江府溝口線
(伯耆町柵水
～江府町大平原)

【全面通行止】
倉吉江府溝口線
(江府町御机
～笠良原)

— 全面通行止

9 台風12号被害の復旧対策等について

《提案・要望の内容》

- 台風12号による大山^{だいせん}国有林の被災箇所（川床橋付近）を早期に復旧すること。
⇒ 主要観光地「大山」の観光に打撃。

※平成23年9月2日から3日にかけての台風12号により、本県における国有林を中心として県内で多数の山地災害が発生した。

→ 過去最大の大雨。

県西部大山町にて時間雨量74mm/h、最大24時間雨量936mmを記録。

→ 大山国有林からの多数の土砂崩落

鳥取県の主要な観光地である国立公園「大山」周辺には国有林が集中し、土砂崩壊により山陰道と大山を結ぶ主要地方道「赤碕大山線」を破壊し、復旧に長期間（2～3年）を要する。

→ 観光に打撃。

観光道路である主要地方道が長期にわたり通行止めとなり、行楽シーズンのイベントの変更を余儀なくされるなど、今後の観光を中心に大きな打撃を与えた上に、風評被害等が懸念されることから、一日も早い観光道路の復旧が必要であり、このため、崩壊地の早期復旧が不可欠である。

※台風12号による本県の治山事業関係被害状況（10月7日現在暫定値）

国有林直轄治山事業	14箇所	被害額：約976百万円
民有林補助治山事業	6箇所	被害額：約240百万円

- 森林作業道の復旧制度を創設すること。

※国が掲げる「10年後の木材自給率50%以上」を達成するためには、搬出作業等を円滑に進める森林作業道は必要不可欠の施設である。また、森林作業道はこれまでの一時的施設から長期にわたる使用を前提とした施設に位置づけが変更されたところであり、林道と同様に災害復旧事業の対象としていただきたい。

※台風12号による本県の被災状況（10月7日現在暫定値）

林道被害	152箇所	被害額：約533百万円
森林作業道被害	100箇所	被害額：約69百万円

〔参考〕農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
（昭和25年5月10日法律第169号）

（定義）

第二条

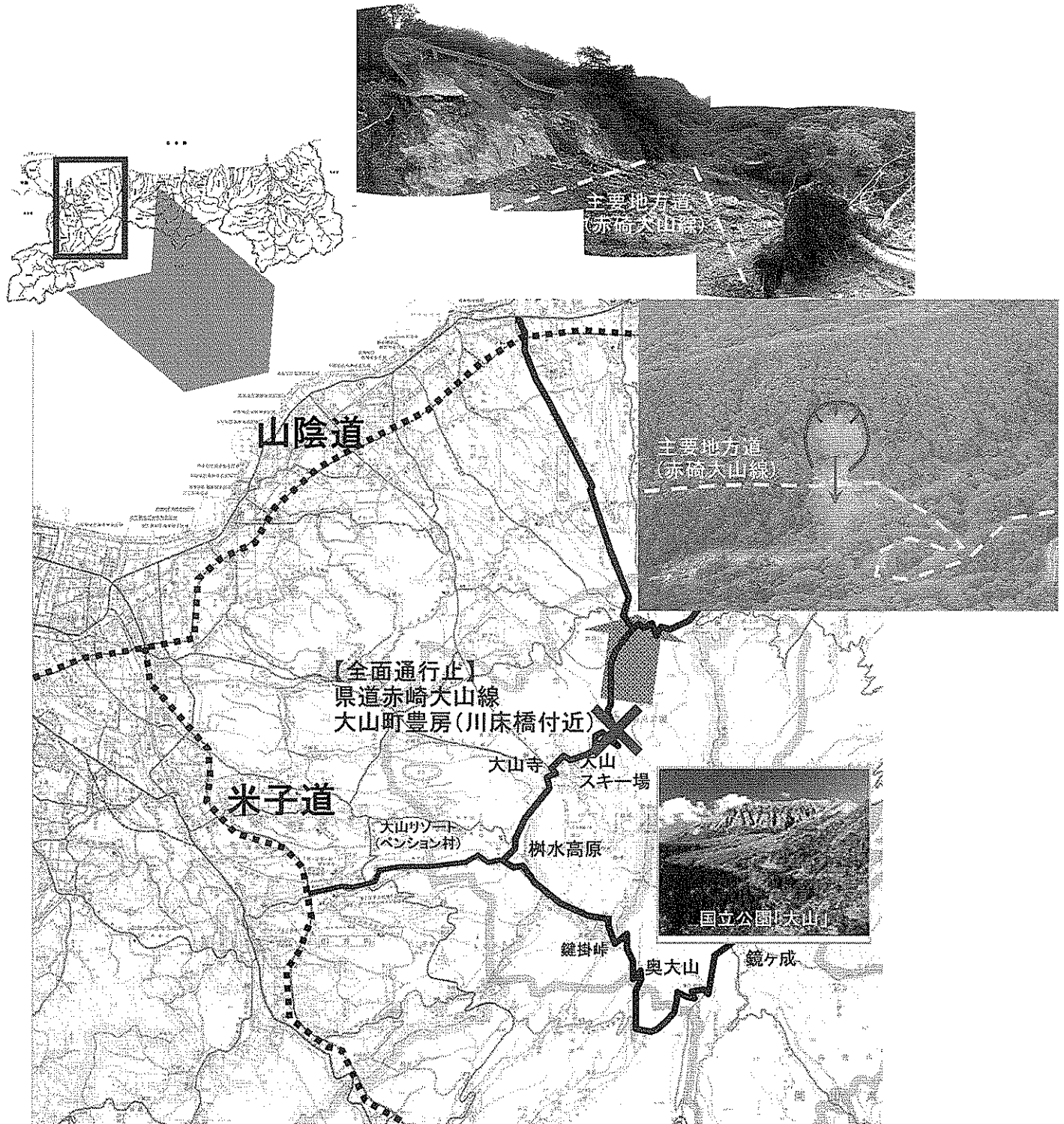
1 この法律で「林業用施設」とは、林地の利用又は保全上必要な公共的施設であつて左に掲げるものをいう。

一 (略)

二 林道

台風12号による大山周辺観光道路 及び森林作業道の被災状況

<大山周辺観光道路の被災状況>

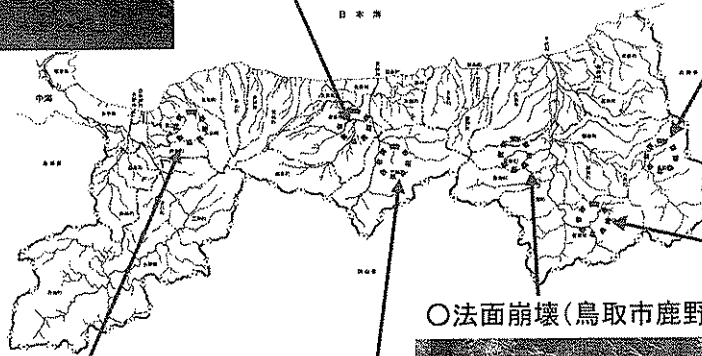


<森林作業道の被災状況>

○路面洗掘(倉吉市)



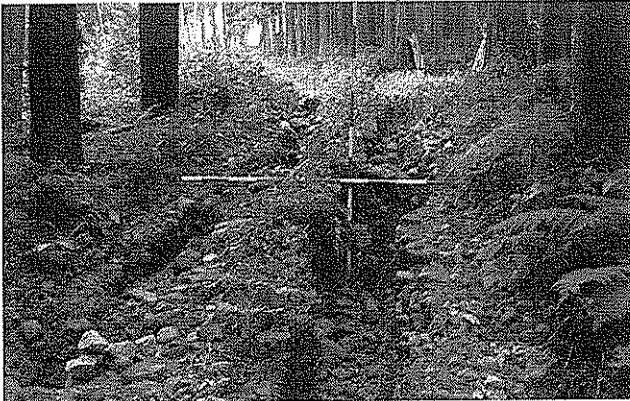
○路肩崩壊(若桜町)



○法面崩壊(鳥取市鹿野町)



○路面洗掘(大山町)



○路面洗掘(智頭町)



○法面崩壊(三朝町)



10 台風12号被害に係る特別交付税の措置について

《提案・要望の内容》

○台風12号被害の復旧対策に係る特別交付税の措置について

9月2日から4日にかけて鳥取県を縦断した台風12号に伴う大雨等により、農地・農林業用施設、公共土木施設はもとより、農作物、文化観光施設等についても多くの被害が発生した。本県はこのような緊急事態を受け、台風被害に対するあらゆる復旧対策を講じなければならない。

については、この度の台風被害に係る緊急対応及び復旧対策経費に対する県及び市町村への特別交付税の措置について、格別の配慮をお願いしたい。

※県西部地区を中心に局所的な大雨に見舞われ、特に県有数の観光地である国立公園大山周辺の被害が大きく、主要観光道路・スキー場の崩落、10月に予定していた大規模イベントの会場変更を余儀なくされる等、観光産業における今後の風評被害も懸念される状況

【大山周辺の日雨量】

9月2日 341mm/日（観測史上2位）

9月3日 524mm/日（観測史上1位）

※従来の最高は、313mm/日

<参考>

○主な被害の状況 ※9月21日現在

- ・住宅被害 175棟（主に床下浸水）
- ・農業用施設 20箇所（ビニールハウスなど）
- ・農地・水路等 1,286箇所
- ・農作物被害 ブロッコリーなど
- ・林道・作業道等 288箇所
- ・公共土木施設 286箇所（道路・河川など）
- ・文化観光施設 スキー場、寺院など
- ・その他 海岸ごみ漂着など

被害総額 約101億円以上

- ①農林業施設等被害 26億円
- ②公共土木施設被害 63億円
- ③農作物被害 3億円
- ④その他（文化観光施設、海岸ごみ処理、維持修繕費など） 9億円

※①から③については、市町村分の被害額も含む

○鳥取県の対策（主なもの）

項目	支援内容
農林業関係	・農林業施設、林道・作業道などの災害復旧事業 ・農作物被害に対する緊急支援（ブロッコリーなど）
公共土木施設関係	・公共土木施設の災害復旧事業
文化観光施設関係	・スキー場、寺院などの災害復旧事業
海岸漂着ごみ処理関係	・県内海岸に大量に漂着したごみの処理

※事業費ベース（県分） 約66億円 【一般財源ベース 9.7億円以上】

11 警察の人的基盤の整備について

《提案・要望の内容》

○サイバー空間における「県民の安全と安心の確保」を目的とした、サイバー犯罪取締り等の捜査体制を構築するため、警察官を増員すること。

※インターネットは重要なインフラとして国民生活を支えている一方、サイバー空間における犯罪は年々増加の一途をたどり、昨年中本県においては、過去最多となる93件のサイバー犯罪を検挙するなど、サイバー空間における「県民の安全と安心の確保」は喫緊の課題となっている。

※サイバー空間で発生する犯罪は、組織的なフィッシングによる不正アクセス事犯やウイルスを利用したサイバー攻撃等、新たな手口による犯罪が横行するなど、その深刻さを増し、サイバー空間をめぐる捜査環境は厳しい状況にある。

※サイバー空間における安全・安心を確保するため、サイバー犯罪に対する取締り、広報啓発活動等を強力に推進しているが、サイバー犯罪を取り巻く捜査環境が厳しさを増す中、サイバー犯罪に対する捜査体制が脆弱であることから、体制強化のための警察官の増員が必要である。

○原発準立地県として平素からのテロ防止対策及び原発事故発生に係る災害対策を適正・的確に推進し、有事の際における迅速な住民の誘導避難等、体制の確立が重要であるため、警察官を増員すること。

※島根県と隣接する県西部・境港市は、山陰唯一、国際海空港を有する重要拠点であり、テロリストの入国等も懸念され、平素からのテロリストの入国防止対策の推進を図る等体制確立が必要である。

※本県は島根原子力発電所から最短で17kmに位置する原発準立地県である。県及び隣接2市（境港市・米子市）は、EPZ拡大を政府、中国電力に要望するとともに、中国電力に対して原子力安全協定締結を申し入れている。

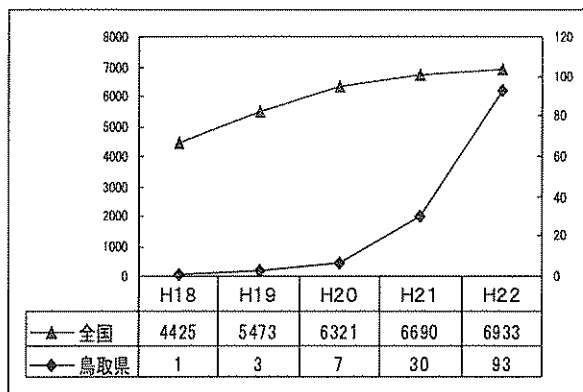
※原発20km圏内に境港市、30km圏内に米子市の一部が所在し、原子力事故が発生した場合には、本県西部地区の住民避難を始め、島根県側からも大量の避難者が鳥取県に流入することが予想される。

※この度の福島原発事故を踏まえ、地元境港市では、島根原発対策が市議会で取り上げられる等、住民の不安も高まっている状況にあり、事態対処や原発事故等に対して、警察としても体制の確立が必要である。

※武力攻撃事態及び原発事故災害発生時における住民の保護活動等のため、島根県警察、自衛隊等と連携した迅速・的確な避難誘導・交通路の確保等への対応が必要である。

<参考>

サイバー犯罪検挙状況



中国電力島根原子力発電所周辺図



※20km圏内人口 11,646人

※30km圏内人口 65,364人

(平成23年4月1日現在)

12 公共事業の総額確保と地域自主戦略交付金の見直しについて

《提案・要望の内容》

○鳥取県における3交付金（地域自主戦略交付金、社会資本整備総合交付金及び農山漁村地域整備交付金）の平成23年度配分限度額（第1次と第2次の合計）は、要望額265億円（市町村分を含む。）に対して配分額186億円（70.2%）、対前年度割合で87.6%（全国91.7%）と大変厳しい状況となっている。3交付金について、県、市町村の実情に即した公共事業が重点的かつ確実に実施されるための総額を確保すること。

○地域が真に必要とする公共事業の総額が確保できるよう、内閣府が中心となって各省と連携を図り、3交付金全体について統一的な考え方のもと、配分を行うこと。また、地域自主戦略交付金の配分に当たっては、客観的な指標に加え、社会資本整備の進捗率、財政力の強弱など地方のニーズに配慮すること。

○地域自主戦略交付金の自由度拡大と透明性を確保すること。

※地域自主戦略交付金について、次の事項に留意して抜本的な見直しを行うこと。

- ・地域主権戦略大綱に謳う「基本的に地方が自由に使える一括交付金」に改めること。そのため、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用除外とすること。
- ・密接に関連する社会資本整備総合交付金、農山漁村地域整備交付金及び地域自主戦略交付金について、各団体の要望額及び配分額並びに各算定の考え方を明らかにし、各団体に疑念や不公平感を抱かせないように情報提供を図り、課題解決に向けた一助とすること。

○地方が自主的に余裕を持って対象事業を選定できるよう、交付金の事務手続きスケジュールを早い段階から示すとともに、各省に予算を移し替えることなく内閣府に一元化するなど、スムーズな事業執行が可能となるよう、手続きの簡素化を図ること。

<参考>

1 鳥取県における平成23年度各交付金の配分割合

(単位：千円)

交付金名	H23要望額(A)	H23配分額(B)	(B) / (A)
社会資本整備総合交付金 (うち市町村分)	18,305,656 (7,617,061)	12,491,823 (5,588,771)	68.2% (73.4%)
農山漁村地域整備交付金 (うち市町村分)	517,056 (0)	179,911 (0)	34.8% (-)
地域自主戦略交付金	7,707,912	5,952,710	77.2%
計	26,530,624	18,624,444	70.2%

2 鳥取県における平成23年度各交付金の対前年度割合

(単位：千円)

交付金名	H22当初配分額(A)	H23配分額(B)	(B) / (A)
社会資本整備総合交付金 (うち市町村分)	19,484,683 (6,065,220)	12,491,823 (5,588,771)	64.1% (92.1%)
農山漁村地域整備交付金 (うち市町村分)	1,775,492 (120,210)	179,911 (0)	10.1% (皆減)
地域自主戦略交付金	-	5,952,710	-
計	21,260,175	18,624,444	87.6%

※全国の社会資本整備総合交付金の対前年度割合は、75.8%

※全国の3交付金合計の対前年度割合は、91.7%

⇒ 鳥取県への交付金配分は極めて厳しい状況。